

青森県県土整備部における3次元点群測量業務実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する測量業務において、3次元点群測量を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 対象業務

以下の業務を発注者指定型または受注者希望型の対象とする。

(1) 発注者指定型

後段階において「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づくBIM/CIMの活用を予定している場合等、3次元点群測量の実施が必要と判断される場合

(2) 受注者希望型

(1)に該当しない業務を対象とする。

3 実施内容

(1) 3次元点群測量業務の発注

発注者は、4の記載例を参考とし、特記仕様書に以下を明記して発注する。

- ア 3次元点群測量業務の対象となっていること
- イ 発注者指定型または受注者希望型の別
- ウ 発注者が求める仕様

(2) 業務の実施

受注者は、青森県県土整備部のほか、国土交通省及び国土地理院が定める各種基準類に準拠して成果品を作成するものとする。

(3) 業務費の積算

発注者は、以下のとおり業務費の積算を行う。

ア 発注者指定型の場合

設計業務等標準積算基準書または見積徴取により当初から3次元点群測量に対応した積算を行うものとする。また、業務発注後に測量手法等が変更となった場合は、適切に設計変更を行うものとする。

イ 受注者希望型の場合

当初積算においては従来手法による積算を行うものとする。

業務発注後、受注者からの発議があった場合で、3次元点群測量の実施により生産性の向上または現地作業の安全性の向上等が期待される場合は、変更時に設計業務等標準積算基準書または見積徴取により設計変更を行うものとする。

4 特記仕様書記載例

(1) 発注者指定型

第2条 UAV等を用いた測量

- 1 本業務は、発注者の指定により3次元点群測量を行うものとする。
- 2 3次元点群測量の実施にあたり、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、設計図書の内容がその目的に沿ったものであることを事前に確認するものとする。なお、この確認に伴い発生する変更は、設計変更の対象とする。
- 3 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。
- 4 受注者は、(3次元点群測量に係る測量機器)の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。

(※以下は、必要に応じて追記する)

(UAVを使用する場合)

- 5 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・最新版)に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。

(路線測量の成果が必要な場合)

- 6 受注者は、路線測量又は河川測量の測量成果として、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」(国土地理院・令和5年3月)に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。

(2) 受注者希望型

第2条 UAV等を用いた測量

- 1 本業務は、生産性の向上や現地作業の安全性の向上等が期待できる場合、受注者からの発議による3次元点群測量の実施が可能である。
- 2 3次元点群測量の実施を希望する場合、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、その目的に沿った手法及び仕様で実施しなければならない。
- 3 3次元点群測量の実施に伴う実施内容、対象範囲及び費用については、受発注者間の協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。
- 5 受注者は、3次元点群測量に係る測量機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。

- 6 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・最新版）に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。
- 7 受発注者間の協議により路線測量又は河川測量の測量成果が必要となった場合、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」（国土地理院・令和5年3月）に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。

5 業務成績評定における評価

3次元点群測量を実施した場合は、業務成績評定において以下の項目を評価する。

- (1) 「実施状況の評価：創意工夫：当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析の手法・技術に関する提案がなされている。」
- (2) 「実施状況の評価：創意工夫：創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。」
なお、評価点は1点を基本とするが、特筆すべき成果がある場合等は別途考慮する。

6 附則

この要領は、平成31年4月1日以降指名通知となる業務から適用する。

この要領は、令和5年10月1日以降公告又は指名通知となる業務から適用する。